

SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2014年(平成26年)

2月17日(月)

発行: 税理士法人 SBC パートナーズ
 大阪市北区太融寺町3番24号
 日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

『消費税の増税 ～その影響と5つの対策～』

日時: 【大阪】2014年2月28日(金)
 【東京】2014年2月19日(水)
 【名古屋】2014年2月21日(金)
 【浜松】2014年2月18日(火)
 13:30~15:00(開場13:15~)

講師: 税理士法人 SBC パートナーズ
 【大阪】税理士 藤本 敦司
 【東京】税理士 園田 雅史
 【名古屋】税理士 小原 健嗣
 【浜松】税理士 小原 健嗣

対象: 中小企業の経営者
 定員: ~30名(先着順)
 参加費: 1名様 3,000円(税込)
 ※当日会場にてお渡し下さい。
 弊社顧問契約先 1,500円(税込)

会場: SBC 各社会議室にて
 問合せ: 税理士法人 SBC パートナーズ
 【大阪】TEL: 06-6315-1819
 (担当: 宮阪・横山)
 【東京】TEL: 03-5468-3336
 (担当: 河野・上村)
 【名古屋】TEL: 052-203-1112
 (担当: 野々部)
 【浜松】TEL: 053-463-3555
 (担当: 松田・河西)

扶養義務者からの生活費贈与でQ&A 教育、出産、結婚費用などの取扱い示す

国税庁はこのほど、『扶養義務者(父母や祖父母)から「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与税に関するQ&A』を公表し、扶養義務者から生活費や教育費の贈与を受けた場合の贈与税に関する取扱いを明らかにした。

これは、平成25年度税制改正法附則108条に示された「…結婚、出産又は教育に関する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。」を受けて、従来からの取扱いの明確化を図ったもの。従って、新たな取扱いが示されたものではない。

生活費や教育費の一括贈与の場合については、その財産が生活費や教育費に充てられずに預貯金になっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費や教育費に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象になる旨が明らかにされている。

結婚費用に関しては、婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等を贈与した場合、またはそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、非課税となることが示されている。

更に、結婚式・披露宴費用に関しては、誰が費用を負担するかは、その結婚式・披露宴の内容、招待客との関係、人数や地域の慣習などによって様々であると考えられ、それらの事情に応じて、本来費用を負担すべき者それぞれが、その費用を分担している場合には、そもそも贈与には当たらないことから、贈与税の課税対象とならないとしている。

また、出産関連では、検査・検診、分娩・入院に関する費用は治療費に準ずるものであり、非課税とされ、新生児のための寝具、産着等ベビー用品の購入費もまた非課税として取り扱う旨が明示されている。

そのほか、子が居住する賃貸住宅の家賃等を親が負担した場合については、子が自らの資力により居住する賃貸住宅の家賃等を負担し得ないなどの事情を勘案して、社会通念上相当と認められる範囲の家賃等を親が負担している場合には、贈与税の課税対象にならないことが明らかにされている。

Scope

扶養義務者

扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象となりません。「扶養義務者」とは、①配偶者、②直系血族及び兄弟姉妹、③家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族、④三親等内の親族で生計を一にする者をいいます。扶養義務者に該当するか否かは、贈与の時の状況により判断することになります。